

無料舗装制度の概要

■無料舗装制度の要件

川崎市による後退用地の舗装整備（アスファルト舗装）の要件については、以下の項目となります。

1. 「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」の対象ではない。
2. 申請は法人ではなく、個人である。
3. 前面道路（元道）が舗装されている。（コンクリートまたはアスファルト舗装）
4. 舗装幅が20cm以上 かつ 舗装延長が4.0m以上である。
5. 【私道のみ】関係権利者全員の承諾書（第6号様式）が揃っている。
（5.の詳細は「川崎市狭あい道路拡幅整備要綱 Q&A」の「私道用 Q9」を参照してください。）

前面道路が**公道**：上記1～4の全てに該当する場合は、舗装整備の対象となります。

前面道路が**私道**：上記1～5の全てに該当する場合は、舗装整備の対象となります。

■無料舗装制度の流れ

狭あい道路の後退用地部分について、川崎市による舗装整備を申し出る場合は、以下の手順に沿って手続きを進めてください。

- （1）建築確認申請提出前に「狭あい道路拡幅整備協議申出書」を提出し、協議を行う（後退杭等を市から支給します）。
- （2）狭あい道路拡幅整備協議申出書の受付番号を建築審査課担当者から伝えられた後、「舗装整備申出書」をLogoフォームで提出。<https://logoform.jp/form/FUQz/59489>
- （3）後退杭等を設置後、建築審査課にメール等で写真報告。（後退杭等の設置は、外構工事の前でも後でもかまいません）。
- （4）建築工事及び外構工事の完了後、建築審査課に電話連絡。
- （5）現場の状況を市の担当者が確認し、問題なければ舗装日程の調整連絡をいたします。

※予算の都合上、数か月待ちとなる可能性があります。あらかじめご了承ください。

■後退用地に係る固定資産税・都市計画税の非課税申告書について

川崎市による後退用地の舗装整備を行う場合、「後退用地に係る固定資産税・都市計画税の非課税申告書（公道・私道共用）」の作成を代行します（申請者様側での作成不要）。舗装日の前後に、市委託業者が作成した書類の内容確認と署名をお願いいたしますので、ご対応をお願いします。

※提出不要の場合は、その旨を市委託業者にお伝えください。

※舗装した翌年は非課税にならず、翌々年から非課税になる場合があります。

※市による舗装整備を行わない場合、各市税事務所に直接ご相談ください。

代理人さんが変わる時は、
引き継ぎをお願いします！

